

[REDACTED]

[REDACTED]

福祉事務所長

本件審査請求に係る処分を取り消す。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対し令和 年 月 日付けで行った、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条に基づく費用返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 事案の経緯等

(1) 審査請求人は、平成 年 月 日から処分庁による生活保護を受給していた。

(2) 審査請求人は、令和3年4月12日、審査請求人の担当ケースワーカー（以下「担当ケースワーカー」という。）に対して、40インチ以上の大型テレビ（以下「大型テレビ」という。）を購入したいが、審査請求人の 以下「 」という。）に相談しても取り合ってもらえない旨を申し出た。担当ケースワーカーは、審査請求人の預貯金でやり繰りできるようであれば購入しても問題ないと回答した。

なお、審査請求人は、自身の預貯金の金額を把握していなかったことから、担当ケースワーカーに対し、 への預貯金の金額の確認を依頼した。

(3) 処分庁は、同月27日、 から審査請求人の預金通帳の写しが送付されたことから、その内容を確認したところ、当該通帳の「お取引内容」には、 と記載され、 円が入金されていることが判明した。

なお、この入金、審査請求人の の （以下「 」という。）の相続分であった。

(4) 担当ケースワーカーは、令和3年5月12日、審査請求人が来庁した際、預金の状況の確認について尋ねられたことから、預金額は約 万円あったが、 の相続財産が入っていたため、その分は返還になる旨を伝えるとともに、審査請求人に対し、返還に当たり購入する必要があるものを確認した。審査請求人からは、大型テレビを早く購入したいとの話があったが、担当ケースワーカーは、大型テレビは自立更生費に当たらないと回答した。これに対し、審査請求人は、返還金額が確定し、使うことができる預金が増えたら に大型テレビを買ってもらおうよう頼みたいので、できるだけ早く返

還決定の処理をして欲しいと伝えた。

- (5) []は、同月26日、[]が平成[]年[]月[]日に死亡したことに伴い、相続が発生し、審査請求人とその[]で2分の1ずつ相続したが、審査請求人が代表して全額を受領し、その後[]に2分の1の[]円を同年8月28日に振り込んだ旨の収入申告をした。
- (6) 処分庁は、令和[]年[]月[]日付けで本件処分をした。本件処分の通知書には、「返還の理由（[]）[]氏の相続財産のうち、[]円について法第63条に基づき返還を命じる。」「返還対象額 []円」、「控除額 []円」、「返還決定額 []円」、「返還方法 令和3年6月11日までに納付してください。※一括返還が難しい場合には、分割での返済のご相談に応じます。（以下略）」と記載されていた。

なお、同年5月26日付けで作成された処分庁の内部文書である「法第63条による要返還額の認定について」には、「資力発生年月日」が「平成 年 月 日」、「受領額」が「 」(円)、「受領額から除く額」が「 」(円)、「返還対象額」が「 」円、「収入認定額」が「 」(円)、「返還請求額」が「 」円」と記載され、「被保護世帯が申請した自立更生経費」は、 となっていた。

- (7) 審査請求人は、同年8月25日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、当該世帯の自立を助長するために必要と認められる額を減じて返還額を決定するとされており、処分庁が決定した返還額 〇〇〇〇円は、審査請求人の心身の状態や生活環境を考慮しておらず、法第63条に違反している。

また、返還額の決定方法について一切説明を受けていない。

- (2) 審査請求人は、本件処分により人権及び生存権を侵害されている。

審査請求人は、[REDACTED] 抱えており、[REDACTED] が選任されている。

審査請求人は、[REDACTED] が存命中に一緒に暮らしていた賃貸住宅に現在も[REDACTED] で住んでいるが、家賃は生活保護の住宅扶助を上回っている。これは、経済的な理由に加え、[REDACTED] で、転居が困難なためであり、今後もその状態が続く。

審査請求人は、現在の住宅でこれからもできる限り自立した生活を送りたいと思っている。一方、[REDACTED] のため、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

- (3) 弁明書からは、処分庁が審査請求人の[REDACTED]の状態や審査請求人の生活に対する意向を把握している事実は確認できない。その中で行った本件処分は、審査請求人ができる限り自立した生活を送るために必要な経費を考慮しておらず、法第6.3条に違反している。

2 処分庁の主張

- (1) 生活保護事務は、法を始め、政令、省令及び生活保護法施行細則（所沢市規則）に基づき決定実施している。また、生活保護事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める第1号法定受託事務であるため、国から示されている実施要領をはじめとした処理基準を基にその具体的な事務処理を行うこととなっている。

処分庁としては、生活保護事務の遂行に当たっては、実施要領等に定められた処理基準に従い、事務処理を行うことに力を尽くしてきたものである。

- (2) 審査請求人は、「本件処分が法第63条に違反している。」と主張しているが、本件処分については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生労働事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3(3)、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）第8の2(4)の規定により処分されたものである。

また、審査請求人は、「人権及び生存権が侵害されている」としているが、生存権を保障している生活保護を適正に実施しているものである。また、人権は侵害していない。

- (3) 返還決定通知書を[]に送付してから、審査請求人及び[]から返還金についての質問はなかった。また、自立更生費については、返還決定の段階で審査請求人及び[]から申出はなかった。本件審査請求において初めて自立更生費を減じていないことについて疑義があるとの申出があったものである。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県及び市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法第63条）。

(2) 同条に基づく費用返還については、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還通知」という。）の記1(1)において、原則、全額を返還対象とすることとしつつ、全額を返還額とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合については、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えないとされ、次に定める範囲の額として①から⑥までが示されている。

①は、本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した場合の控除、②は、家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額（保護基準額以内の額に限る。）の控除、③は、次官通知の第8の3の(3)に該当するもの（社会事業団体その他から被保護者に対し臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭など）であり事前に保護の実施機関に相談があったものの控除、④は、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額（以下「自立更生費」という。）の控除、⑤は、遡及して受給した年金の控除、⑥は、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合の控除である。

なお、④の自立更生費については、いわゆる浪費した額や贈与等により当該世帯以外のために充てられた額、保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額等については自立更生の範囲には含まれないこととされている。

- (3) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（中略）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額 8,000 円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること（次官通知第 8 の 3 (2) エ (イ)）。
- (4) 法第 63 条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきである（「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「問答集」という。）問 13-6（答）(2)）。
- (5) 保護の基準（生活保護法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日付け厚生省告示第 158 号））別表第 3 の 1 の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のために経費を要する場合に認定すること（局長通知第 7-4 (2) ア）。
- (6) 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項）。不利益処分を書面でするときは、前 2 項の理由は、書面により示さなければならない（同法第 14 条第 3 項）。
- (7) 次官通知、局長通知及び課長通知は、地方自治法第 254 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく法定受託事務に係る法の処理基準とされている。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 本件処分の違法性又は不当性の有無の判断の枠組みについて

法第 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県及び市町村に対して、一定額を速やかに返還しなければならないとしつつ、その返還額については、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」と上限

となる金額を定める一方、その具体的な算定方法を定めることなく、「保護の実施機関の定める額」としている。

これは、被保護者に本来受ける必要がなかった給付済みの金額の全額を返還させることを原則としつつ、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としていること（法第1条）に鑑み、保護費全額を返還させることにより、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反し、又はその自立を阻害することとなるおそれがある場合には、全額を返還させずに給付済みの保護費の範囲内において返還額を定めることができるものとした趣旨と解される。

したがって、法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況、保護金品を受領した経緯及び使用状況、被保護者の健康状態や生活実態等の諸事情に照らした判断を要するから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限（法第28条、法第29条）を有する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられているというべきであり、保護の実施機関が給付済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その決定が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限られるものと解するのが相当である（令和元年7月25日福岡高等裁判所判決）。

上記判決を踏まえ、本件処分における処分庁の裁量権の行使の適否について以下検討する。

(2) 処分庁の判断の適否について

ア 収入の認定について

問答集13-6（答）(2)においては、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分

割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなるとされている。

処分庁は、本件処分に当たり、審査請求人の資力の発生日を■の死亡時の平成■年■月■日としており、これは、問答集13-6(答)(2)において資力の発生時点を被相続人の死亡時と解すべきとしていることに則ったものであり、本件において審査請求人の資力発生時点を同日とした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、処分庁は、審査請求人の相続額■■■■円から8,000円を控除した■■■■円を収入として認定しており、このことは、次官通知第8の3(2)エ(イ)に則ったものであり、その処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

イ 自立更生費等の控除について

処分庁は、本件において、資力発生時点である平成■年■月■日以降に審査請求人に支給した保護費の支給額が■■■■円(処分庁が提出した事件記録「法第63条による要返還額の認定について」において、「支給済み保護費」が「■■■■」円と記載されているが誤記と解される。)であり、当該支給額が収入認定額(■■■■円)を上回るとして、返還対象額を■■■■円としたことが認められる。

一方、処分庁は、返還対象額から、自立更生費に該当するものの控除をしていないが、上記(1)の判決において、福岡高等裁判所は、自立更生費について、自立更生費の有無及びその調査過程の適否は、処分の違法性を判断する際の考慮要素になるものと認めるのが相当であるとし、その上で、担当職員による被保護者に対する自立更生費の控除についての説明の有無、自立更生費に該当する可能性のある支出に係る領収書の提出の要請、その督促等の事実を認定した上で、当該処分庁による自立更生費の有無の

調査過程の瑕疵を否定している。

本件処分において処分庁が行った自立更生費の有無に係る調査過程についてみると、処分庁は、審査請求人に対し、返還に当たり購入が必要なものを確認したところ、審査請求人から大型テレビを購入したいとの申出があったため、費用返還通知の記1(1)の①から⑥に基づき、返還額から控除できるもの（自立更生費）があるかの確認を行った旨回答している（令和4年5月17日付け[REDACTED]回答書。以下「回答書1」という。）。

また、処分庁は、「本件処分に当たり、「ケース診断会議」等において、必要経費の控除及び自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものの控除についての検討を行ったのか、また、検討を行った場合にはどのような検討を行ったのか。」との審理員の質問に対し、「審査請求人により大型テレビを購入したいとの申出があり、費用返還通知の記1(1)の①から⑥に該当するのかの検討を行ったが、自立更生費には当たらないと判断した。」と回答している（回答書1）。

この点について、同年6月15日付け[REDACTED]回答書（以下「回答書2」という。）では、「回答書1の費用返還通知の記1(1)の①から⑥の返還額から控除できるものの確認は、大型テレビの購入についてのみ行ったものと解してよいか。」との審理員の質問に対し、処分庁は、大型テレビの購入についてのみ確認である旨回答している。

よって、処分庁は、大型テレビの購入に係る検討以外に自立更生費の有無の検討を行っていないことになる。

また、回答書2では、審査請求人の住居の便器の交換費用について、費用返還通知の記1(1)の②及び④に該当する可能性があるとし、また、当該費用は次官通知（「局長通知」の誤りと解される。）第7-4-(2)の「住宅維持費」に当たり、別途支給できる可能性があるものの、審査請求人及び[REDACTED]から当該費用に係る保護変更申請書の提出がなかったことから、支

給についての検討を行わなかったとしている。

さらに、処分庁は、本件処分に当たり審査請求人が購入していた物品等の確認を行っておらず、その理由について、審査請求人は[]の金銭管理の上、生活していることから、審査請求人は購入した物品等を把握しておらず、聴取ができなかったとし、返還決定に当たり購入した物品等を[]にまで確認を行う必要はないと考えていたとしている（回答書2）。

令和3年4月12日の生活指導記録表によると、担当ケースワーカーは、[]が審査請求人の預金を管理している旨を審査請求人から聞いており、また、同年5月12日の生活指導記録表によると、担当ケースワーカーは、審査請求人が[]に大型テレビを買ってもらうよう頼みたいと発言したことを聞いていることから、処分庁は、[]が審査請求人の預金及び金銭の支出の管理（以下「預金等の管理」という。）を行っていることを認識しているものと解される。

また、処分庁は、弁明書において、審査請求人及び[]から返還金についての質問等はなかった旨、自立更生費については、返還決定の段階で審査請求人及び[]から申出はなかった旨を主張していることから、[]を審査請求人の代理人と同様に認識していたものと解される。

そうすると、審査請求人の住居の便器の交換費用が、費用返還通知の記1(1)の②及び④に該当する可能性があることも考慮すると、処分庁は、本件処分に当たり、審査請求人だけでなく実質的に審査請求人の預金等の管理をしている[]に対して、自立更生費や住宅維持費など費用返還通知の記1(1)の①から⑥までに該当するものがあれば返還額から控除することができる旨の説明を行い、該当する可能性があるものの申出を促し、当該申出があった場合は、該当の有無についての確認及び検討を行う必要があったと言ふべきである。

よって、本件処分は、審査請求人の自立更生費等の有無に関する調査及

び検討が不十分であり、その結果、本件処分の前提となる具体的な事実の基礎を欠き、考慮すべき事情を十分に考慮しなかった瑕疵があり、社会通念上著しく妥当性を欠くものと認められるから、本件処分は、違法又は不当なものとして取消しを免れない。

(3) 理由付記について

不利益処分に係る理由付記について、行政手続法は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。」(同法第14条第1項)、「不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない(同法第14条第3項)。」と規定している。

また、同条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解され、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである(最高裁判所第三小法廷平成23年6月7日判決)。

また、一般に、法律が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであり、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がなされたのかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に当該処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも

当然知り得るような場合は別として、法律が要求する理由付記としては十分でないといわなければならない、いかなる事実関係を認定して申請者が当該処分の拒否条項に該当すると判断したのかを具体的に記載することを要すると解するのが相当である（最高裁判所第三小法廷昭和60年1月22日判決）。

以上を踏まえ、以下、本件処分について、同法第14条第1項本文に定める理由提示義務の違反があるか否かを検討する。

法第63条は、「被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない。」と規定している。

本件処分の通知書には、「返還の理由（ ） 氏の相続財産のうち、 円について法第63条に基づき返還を命じる。」と記載（以下「本件返還理由の記載」という。）されていた（甲第1号証）。

本件返還理由の記載の内容を見ると、本件処分の理由としては、「（ ） 氏の相続財産のうち」との記載から の財産の相続が本件処分の契機となったことは推知できるものの、根拠法条（法第63条）が示されている以外は理由に当たる内容の記載は見当たらない。

これでは、審査請求人において、処分庁がいかなる事実関係を認定して本件処分を行ったのかを、本件返還理由の記載から了知し得るものと認めることはできない。

本件においては、根拠法条（法第63条）に加えて、資力の発生日、資力の内容、返還対象となる期間、返還対象となる保護費の内容及び返還額の算定根拠等についても記載すべきであったと解される。

よって、本件処分は、同法第14条第1項本文に定める理由提示義務に違

反した違法又は不当なものとして、取消しを免れない。

- (4) 上記(2)及び(3)において検討したとおり、本件処分は、その余の点を検討するまでもなく、違法又は不当なものとして、取消しを免れない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和4年11月24日

審査庁 埼玉県知事 大野 元 裕

